

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏名 太盛運輸株式会社
代表取締役 小泉 雅義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 6 月 29 日

許可の有効年月日 令和 9 年 6 月 28 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分 : 収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 13 種類）

(3) 保管・積替えできる産業廃棄物の種類

汚泥（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 4 種類）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都板橋区舟渡二丁目5番12号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時30分から14時30分までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入はすべて自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4 年 6 月 29 日 新規許可

令和 4 年 6 月 29 日 更新許可 第 6 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



東京都

(裏面)

許可番号

13-10-002234号

2 積替え保管施設

東京都板橋区舟渡二丁目5番12号

積替え保管面積：87m²

最大保管高さ：1.18m

産業廃棄物の種類	保管量		
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ2個	16.0	m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。）	オープンドラム2個	0.4	m ³
汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	オープンドラム1個	0.2	m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	コンテナ10個	7.7	m ³
	プラケース1個	0.08	m ³
	オープンドラム1個	0.2	m ³
	合計保管量	24.58	m ³

(以下余白)